

## キッチン\*コミュニケーション パンインストラクターの会規約

### 第 1 条 (目的)

キッチン\*コミュニケーションパンインストラクターの会 (以下「当会」という) は、会員相互の経済的及び精神的自立を助け、食に関する知識や技術の研鑽を積む人を育て、食の豊かさ  
と人とのつながりを世の中に広める目的で活動するものとし、当会規約 (以下「本規約」とい  
う) を定めます。

### 第 2 条 (事業アドバイス)

当会は、会員に対して、会員の事業を円滑に推進するため、税務申告や保健所への届出などの  
アドバイスをしています。

### 第 3 条 (会員資格)

1. 当会は、キッチン\*コミュニケーションパン教室 (初級・中級・上級) を終了後、パンイ  
ンストラクター認定試験 (以下「認定試験」という) に合格して、パンインストラクターの認  
定を受けた者を会員 (以下「会員」という) として認めます。
2. 会員は、社会的規範を守り、信義誠実に行動し、社会人として相互理解に努めるものと  
します。

### 第 4 条 (会員特典)

1. 会員は、キッチン\*コミュニケーションの初級カリキュラムを使用して、パン教室、レッ  
スン等 (以下「パン教室等」という) を行うことができます。  
ただし、中級または上級のカリキュラムを使って、パン教室等の開講を希望する場合は、キッ  
チン\*コミュニケーション所定の復習講座等の受講及び認定を受け、中級認定講師または上級  
認定講師になる必要があります (別途追加費用がかかります)。
2. 新たにパンインストラクターの認定を受けた会員 (以下「新規会員」という) には、パン  
教室等を開催するための教材セット (カリキュラムが記入された判子カード 10 枚) を 1 回限  
りで付与します。10 枚を超えて必要となる分については、10 枚を 1 セットとして、随時購入  
してください。なお、付与された教材セット又は購入した教材セットの原本を複製して使用す  
ることはできません。
3. 新規会員には、パンインストラクター認定の証として、「キッチンコミュニケーター®」記  
載の証書とプレートを授与します。
4. 会員は、キッチン\*コミュニケーションホームページ上の会員限定サイトにログインして、  
レシピのダウンロード、最新のレシピ情報やパン教室等の運営に必要な情報、その他有益な情  
報を得ることができます。

5. 会員には、本校で開催する講習会等に参加可能なチケット 10,000 円分の受講券 (5,000 円受講券×2 枚) を毎年 1 回付与します。受講券の有効期限は、毎年 1 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までです。
6. 会員は、本校で外部講師を招いて講習会等が開催される時には、優待価格で受講することができます (有料)。
7. 会員は、毎月本校で会員向け講習会に参加することができます (有料)。
8. 会員は、一般公開する講習会等に、一般参加者に優先して参加することができます (有料)。
9. 会員は、キッチン\*コミュニケーションのホームページ上に認定校として、掲載されます。
10. 会員は、パン教室等開講のための無料起業相談 60 分を受けることができます (60 分を超える時は、30 分あたり 3,000 円が必要です)。
11. 会員は、会員の事業を円滑に推進するための税務申告等のアドバイスを受けることができます。

#### 第 5 条 (入会金及び会費等)

1. 当会の会員になるには、原則として、入会金 2,000 円及び年会費 12,000 円を支払う必要があります。
  - ①新規会員の入会金 (2,000 円) 及び当該年度の年会費 (12,000 円) は、認定試験受験料に含まれています。ただし、月割り計算はいたしませんのでご了承ください。
  - ②2024 年 3 月 31 日までにパンインストラクターの認定を受けて活動中の方は、入会金を免除します。2024 年度の年会費は、2024 年 4 月末日までにお支払いください (月割り計算はいたしません)。
2. 当会の会費は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までを 1 年とし、毎年 12 月 31 日までに次年度分を支払うものとします。
3. 会費の支払い方法は、現金もしくは銀行振込みとします (その他の方法で支払う場合は、講師に相談してください)。

#### 第 6 条 (遵守事項)

1. 会員がパン教室等を開講する際には、屋号に「キッチン\*コミュニケーション」もしくは「キッチンコミュニケーター®」を付して開講してください。
2. 年会費は遅滞なく、現金もしくは銀行振込の方法で、所定の期限内にお支払いください。(その他の方法で支払う場合は、講師に相談してください)
3. 期限内に年会費の支払いがなされなかった場合は、当会から再度、期限を定めて請求します。会員から何らの事情説明等がなく、期限内に支払いがなされなかった場合は、会員資格ははく奪され、強制退会となります。
4. 会員は、会員となった後も、常に技術の研鑽と最新の情報取得に努めるものとし、年に 4 回以上、本校主宰の講習会 (以下「講習会」という) に参加してください。ただし、会員に特別な事情がある場合は、相談に応じますので、ご相談ください。
5. 当会は、当会への連絡が一切なく前項の規定に基づく講習会への参加がない会員については、会員資格をはく奪し強制退会させることができるものとします。

#### 第 7 条 (知的財産権等)

1. キッチン\*コミュニケーションのカリキュラム (初級・中級・上級) (以下「カリキュラム」という) 及び第 4 条第 2 項で提供する教材セット等の知的財産権は、キッチン\*コミュニケーション代表鎌倉恵子にすべて帰属します。
2. カリキュラム及び当会が提供した講座等、会員として知り得た一切の情報について、本規約に定める目的外での使用、複製、転載等を禁止します。
3. キッチンコミュニケーター®は、登録商標です。違反した場合には、商標法第 78 条の規定により「10 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科」されます。

#### 第 8 条 (禁止事項)

1. 会員は、次の行為をしてはなりません。
  - ①当会の運営を妨害または妨害するおそれのある行為
  - ②他の会員に対する強引な勧誘、営業行為、迷惑行為
  - ③他の会員の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
  - ④他の会員に不利益を与える行為
  - ⑤他の会員を誹謗中傷し又は名誉や信用を傷つける行為
  - ⑥他の会員から得た情報を無断で転載又は引用して、SNS 等に投稿、他のメディアへの掲載等をする行為
  - ⑦他の会員の情報収集目的、宗教や政治活動への勧誘目的で利用する行為
  - ⑧事実と反する情報を他の会員、その他の第三者に流布する行為
  - ⑨Facebook その他各種 SNS の定める規約等に反する行為
  - ⑩法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
  - ⑪公序良俗に反する行為
  - ⑫その他、当会が不適切と判断する行為
2. 当会は、会員に前項各号のいずれかに該当する行為があった時は、会員に事情を聞いた上で、会員資格をはく奪し、強制退会させることができます。

#### 第 9 条 (規約変更)

1. 当会は、社会的情勢や法令等の改正により、適宜、規約の見直しを行います。
2. 当会の見直し後の規約については、キッチン\*コミュニケーションホームページの会員限定ページ内で更新してお知らせします。

#### 第 10 条 (休会)

1. 会員の申し出により、会員にやむを得ない事情がある時は、年会費 2000 円を納入することで、最長 3 年間の休会を認めます。
2. 休会中の会員は、キッチン\*コミュニケーションホームページ上の会員限定サイトにログインできません。

#### 第 11 条 (退会)

1. 会員は、当会退会により、会員資格を喪失します。
2. 退会後の再入会は、認めません。
3. 退会後は、次の各号に該当する行為ができなくなります。
  - ①キッチン\*コミュニケーションの名称を使用して、パン教室等を開講すること
  - ②第 4 条 2 項で付与されたまたは購入したパン教室等を開講するための教材セットの使用
  - ③キッチン\*コミュニケーションのホームページ上の会員限定サイトにログインすること。
  - ④本規約第 4 条に規定する会員特典の行使。
4. 退会後、第 4 条第 3 項で授与した証書及びプレートの返却は不要です。

#### 第 12 条 (免責)

1. 当会は、会員間でのトラブル等には一切関与せず、その責任を負いません。
2. 当会は、会員の故意または過失によるお客様とのトラブル等については、一切関与せず、その責任を負いません。
3. 当会は、会員に提供する特典や講習会等をもって、会員が開講するパン教室等の集客や利益を保証するものではありません。

#### 第 13 条 (運営)

当会は、中級認定講師及び上級認定講師を中心に、規約に基づいて運営します。

2024 年 3 月 10 日制定